

東京都北区告示第 792 号

東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和2年6月東京都北区条例第22号）第1条の規定による改正後の東京都北区特別区税条例（昭和39年12月東京都北区条例第35号）付則第17条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とし、令和3年1月1日から施行する。

令和2年11月 6日

東京都北区長 花川 與惣太

